

# 思わぬケガをしっかりとサポート！ 団体総合生活補償保険のおすすめ

(団体総合生活補償保険)

この保険は一般社団法人日本計量振興協会を保険契約者とし、第1種正会員の構成員を加入者とする団体総合生活補償保険の団体契約です。

## 団体割引5%！

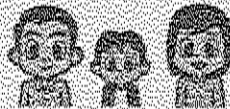
日本計量振興協会での団体契約で今年度は5%の割引が適用され、個人でご加入されるより保険料が割安です。

## 天災補償プラン

オプションで天災補償特約がセットできます！  
地震・噴火・津波によるケガも補償対象となります。



## ご家族も



## ご加入いただけます！

ご家族の方も団体割引5%でご加入いただけます。

## 充実の補償内容！

24時間日本国内、国外を問わず、お仕事、日常生活、レジャーにおけるさまざまな事故が補償対象となります。

お申込みは  
かんたんです！

所定の加入申込票に必要事項をご記入・署名し、  
申込締切日までに下記お申込先までご提出のうえ、保険料をお振込みください。

申込締切日：平成26年3月20日(木曜日) 必着

お申込先：株式会社 星和ビジネスリンク

保険期間(ご契約期間)：平成26年4月1日午後4時から平成27年4月1日午後4時まで

保険料払込方法：平成26年3月20日までに着金するようお振込みください。

### 【新規でご加入される方】

ご希望の加入タイプをお選びいただき、加入申込票に加入タイプのほか必要事項をご記入、ご署名のうえご提出ください。

### 【現在ご加入されている方】

現在の加入内容と同内容でご継続される場合、加入申込票のご提出は不要です(自動継続となります)。

加入内容を変更される場合、加入申込票に新内容をご記入、ご署名のうえご提出ください。

ご加入の継続を中止される場合、加入申込票の「継続しない」に○印をつけて、ご署名のうえご提出ください。

一般社団法人日本計量振興協会

# 団体総合生活補償保険

こんなときに保険金をお支払いします！

国内・国外を問わず、仕事中、日常生活中やレジャー中などにおけるさまざまな事故によるケガを補償します。  
また、ケガで死亡された場合は死亡保険金をお支払いします。

＜事故の例＞

交通事故によるケガ



建物の火災倒壊などによるケガ



旅行中のケガ

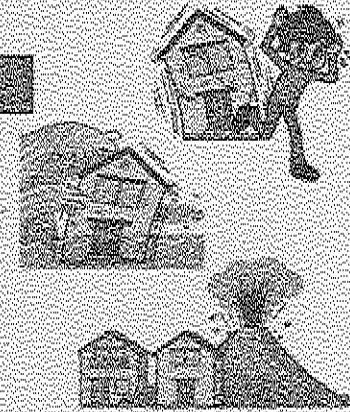


スポーツ中のケガ



オプション

天災補償特約のセットにより、地震・噴火・津波によるケガも補償！



※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。  
※前契約と補償内容等が変更となっておりますので、ご注意ください。

死亡・後遺障害補償

入院



手術



通院



天災補償



＜傷害死亡・後遺障害保険金＞

＜傷害入院保険金＞

＜傷害手術保険金＞

＜傷害通院保険金＞

＜天災補償特約＞

タイプA

タイプB

タイプB1

## 被保険者補償の対象となる方とは？

- (1) 日本計量振興協会の第1種正会員の構成員
- (2) 日本計量振興協会の第1種正会員の構成員の配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および同居の親族※

<p>被保険者ご本人となれる方</p> <p>(注)被保険者ご本人とは、加入申込票の「被保険者」欄に記載された方をいいます。</p>	<p>①第1種正会員の構成員</p> 	<p>②第1種正会員の構成員の配偶者</p> 	<p>③第1種正会員の構成員のお子さま</p> 	<p>④第1種正会員の構成員のご両親、兄弟姉妹（同居でも可）</p>  <p>例 従業員の弟</p>	<p>⑤第1種正会員の構成員と同居の親族※</p> 
--	--	--	--	---	---

※ 親族とは、従業員の方の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

## ▶ 一時払保険料: 1口あたり

(保険期間: 1年間、職種級別: A、団体割引5%適用)

(傷害入院保険金支払対象期間・支払限度日数180日、傷害通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数90日 免責期間0日(入院・通院))

タイプ	天災補償 特約セット	傷害死亡・後遺 障害保険金額	傷害入院保険 金日額	傷害手術保険金	傷害通院保険 金日額	一時払保険料 (1口あたり)	加入限度 口数
A	—	95万円	1,000円	入院中がそれ以外かにより傷害入院保険金日額の10倍または5倍をお支払します。	1,000円	5,000円	8口まで
A1	○	95万円	1,000円	入院中がそれ以外かにより傷害入院保険金日額の10倍または5倍をお支払します。	1,000円	5,340円	8口まで
B	—	410万円	—	—	—	5,000円	1口まで
B1	○	410万円	—	—	—	5,780円	1口まで

### ■傷害死亡・後遺障害保険金について

傷害後遺障害保険金は、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払します。傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金は、保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

### ■団体割引について

記載の保険料は、被保険者(本人)が20名以上500名未満(団体割引5%適用)にて試算しております。

### ■職種級別のご確認について

記載の保険料は、下記職種級別Aの方の保険料です。

保険料は被保険者(補償の対象となる方)の職種級別によって異なります。職種級別Bの方の保険料および下記についてご不明な点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

※告知していただいた職業・職種が事実と反する場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

職種級別A	会社事務員、医師など職種級別B以外のご職業および主婦・学生・無職者など
職種級別B	農林業作業、漁業作業、採掘・採石作業、自動車運転者(助手を含む)、木・竹・草・つる製品製造作家、建設作業

## ▶ 中途加入の場合の保険料: 1口あたり

着金日* 加入申込票到着日	補償対象期間**		保険料**3			
			A	A1(天災)	B	B1(天災)
4月30日	平成26年5月1日~	午後 4時 まで 平成 27年 4月 1日	4,580円	4,900円	4,580円	5,300円
5月30日	平成26年6月1日~		4,170円	4,460円	4,170円	4,820円
6月27日	平成26年7月1日~		3,750円	4,010円	3,750円	4,340円
7月31日	平成26年8月1日~		3,330円	3,560円	3,330円	3,850円
8月29日	平成26年9月1日~		2,920円	3,120円	2,920円	3,370円
9月30日	平成26年10月1日~		2,510円	2,680円	2,500円	2,890円
10月31日	平成26年11月1日~		2,080円	2,220円	2,080円	2,410円
11月28日	平成26年12月1日~		1,670円	1,780円	1,670円	1,930円
12月26日	平成27年1月1日~		1,250円	1,340円	1,250円	1,450円

※1 上記着金日の確認は、郵便振替・払込取扱票の着金日を基準としますのでご注意ください。

着金が確認できて加入申込票が到着していない場合、着金日は加入申込票が到着した日となります。

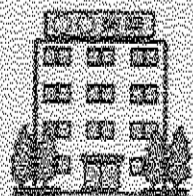
※2 上記以外の保険期間(加入月)を希望される場合には、別途取扱代理店までお問い合わせください。

※3 契約タイプにより保険料が異なりますのでご注意ください。

## ■ 日本総合生活補償保険に加入してよかった!

お支払い額: 日本総合生活補償保険  
の加入料: 1口あたり1,000円(加入の場合)

犬の散歩中に転倒して、骨折。  
入院された場合(入院30日・通院30日)



■入院保険金は  
30,000円が支払われます。  
(入院保険金日額 1,000円×30日)

■通院保険金は  
30,000円が支払われます。  
(通院保険金日額 1,000円×30日)

## ご加入の手続きについて

- 【保険契約者】 一般社団法人 日本計量振興協会
- 【保険金受取人】 傷害死亡保険金については法定相続人、その他の保険金については被保険者ご本人となります。
- 【加入年令】 加入年令の制限はありません。
- 【保険期間(補償対象期間)】 平成26年4月1日午後4時より平成27年4月1日午後4時まで1年間  
※保険期間の途中で加入する「中途加入」を毎月受付けております。
- 【新規申込方法】 (1) 所定の加入申込票に必要事項を記入、署名のうえご提出ください。  
(2) 払込取扱票に必要事項をご記入のうえ、1口あたりの保険料×加入口数の保険料を指定口座まで送金ください。本制度の保険料収納業務の受託会社は(株)星和ビジネスリンクとなります。
- 【申込締切日】 平成26年3月20日(木)までに着金するようにお手続きください。
- 【継続手続き】 既にご加入されている方には、別途ご継続のご案内をいたします。特にお申し出のない場合、前年度と同じタイプ、口数にて継続扱いとなりますので、加入申込票のご提出は不要です。

## ご加入にあたってのお願い

- このパンフレットは「団体総合生活補償保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明書 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意しておりますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
- 団体総合生活補償保険の普通保険約款・特約集、保険証券は保険契約者(一般社団法人日本計量振興協会)にお渡しいたします。
- 次年度以降については、ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の保険料率によって計算されます。(ご注意)保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。
- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票にご記入いただきます。正しくご記入いただけなかった場合には、ご契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。
- 加入申込票記載事項(職種・年令・他保険加入状況等)等により、ご加入のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ご加入後に次の通知事項が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社へご連絡ください。故意や重大な過失により遅滞なくご連絡いただけなかった場合、保険金を削減してお支払いすることがあります。  
・被保険者ご本人の職業・職種を変更される場合
- 万一事故が発生した場合は、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。事故の発生日からその日を含めて30日以内にご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

## ご相談・お問合わせ先

- |   |   |
|---|---|
| <p>【取扱代理店】<br/><b>株式会社星和ビジネスリンク</b><br/>〒108-0014 東京都港区芝4-1-23 三田NNビル4F<br/>TEL: 0120-288270(平日/9時~17時)<br/>FAX: 03-5439-2380</p> | <p>【引受保険会社】<br/><b>あいおいニッセイ同和損害保険株式会社</b><br/>広域法人開発部 営業第一課<br/>〒103-0027 東京都中央区日本橋3-5-19<br/>あいおいニッセイ同和損保日本橋本社ビル9F<br/>TEL: 03-6734-9608 FAX: 03-6734-9609</p> |
|---|---|